

令和2年第4回(3月)
上越市選挙管理委員会臨時会

1 日 時 令和2年3月27日(金)午後2時

2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 地下図書室兼会議室

3 付議事項

議案第38号 上越市公職選挙法等執行規定の一部改正について

議案第39号 上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

議案第40号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)執行に伴う投票資格者名簿の登録の移替えを選任投票期日後に延期する期間について

議案第41号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における投票資格者名簿登録者の縦覧場所の指定について

議案第42号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

議案第43号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における点字投票用紙の様式等について

議案第44号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における郵便投票等投票証明書交付申請書等の各種様式について

議案第45号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)において候補者に交付する選任投票運動用自動車表示板等の印の指定について

議案第46号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

議案第47号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における選任投票公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

議案第48号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における開票を行う場所及び日時について

議案第49号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における開票所の参観人の数について

議案第50号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における不在者投票の事務を取り扱う場所について

議案第51号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における期日前投票所を設ける場所について

議案第52号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における期日前投票所の開設日の指定について

議案第53号 上越市地域協議会委員選任投票(板倉区)における期日前投票所の開閉時刻の変更について

- 議案第 54 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における各投票区の投票所を設ける場所について
- 議案第 55 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票所の閉鎖時刻の変更について
- 議案第 56 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
- 議案第 57 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
- 議案第 58 号 取り下げ
- 議案第 59 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における入場券の取扱いについて
- 議案第 60 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）執行に伴う投票資格者名簿の登録の移替えを選任投票期日後に延期する期間について
- 議案第 61 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票資格者名簿登録者の縦覧場所の指定について
- 議案第 62 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について
- 議案第 63 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における点字投票用紙の様式等について
- 議案第 64 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における郵便投票等投票証明書交付申請書等の各種様式について
- 議案第 65 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）において候補者に交付する選任投票運動用自動車表示板等の印の指定について
- 議案第 66 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
- 議案第 67 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における選任投票公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
- 議案第 68 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開票を行う場所及び日時について
- 議案第 69 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開票所の参観人の数について
- 議案第 70 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における不在者投票の事務を取り扱う場所について
- 議案第 71 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における期日前投票所を設ける場所について
- 議案第 72 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における期日前投票所の開設日の指定について

- 議案第 73 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における期日前投票所の開閉時刻の変更について
- 議案第 74 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における各投票区の投票所を設ける場所について
- 議案第 75 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票所の閉鎖時刻の変更について
- 議案第 76 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
- 議案第 77 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
- 議案第 78 号 取り下げ
- 議案第 79 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における入場券の取扱いについて
- 議案第 80 号 上越市選挙管理委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正について
- 議案第 81 号 上越市選挙管理委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正について

4 協議事項

- 協議 1 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区及び三和区）における委員候補者説明会の開催及び提出資料について
- 協議 2 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区及び三和区）における選任投票公報の配布について
- 協議 3 上越市議会議員一般選挙及び上越市地域協議会委員選任投票（板倉区及び三和区）における開票計画について

5 報告事項

- 報告 1 上越市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催結果について
- 報告 2 上越市地域協議会委員の選任投票の管理及び執行に関する事務の委任について
- 報告 3 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和元年度明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

棄権ダメ！ 平和な未来に 一票を 中郷小学校 5年 横尾 羽咲 さん

議案第 38 号 上越市公職選挙法等執行規定の一部改正について

上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部改正を次のとおり行う。

1 改正理由

個人演説会場として指定する施設のうち、供用廃止される越柳地区研修センター、三和北部地区農業振興センター及び下名立生涯学習センターの指定を取り消すとともに、上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザの名称変更に伴い、規定中の名称を改めるもの。

2 改正内容

別表選越柳地区研修センター、三和北部地区農業振興センター及び下名立生涯学習センターの項を削り、同表上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザの項中、「上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ」を「上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ」に改める。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 改正文（案）

別紙 1 のとおり

議案第 39 号 上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年法律第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 2 のとおり選任する。

（4 月 19 日告示予定）

- ※ 投票所の投票管理者は、上越市の課長級又は副課長級職員の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により課長級又は副課長級職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者も同様の取り扱いとする。

議案第 40 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）執行に伴う投票資格者名簿の登録の移替えを選任投票期日後に延期する期間について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 9 条の規定による投票資格者名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 投票資格者名簿の登録の移替えをしない期間

令和 2 年 4 月 6 日（月）から令和 2 年 4 月 26 日（日）まで

（4 月 3 日告示予定）

議案第 41 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票資格者名簿登録者の縦覧場所の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票資格者名簿の選任投票時登録における登録者の縦覧場所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 178 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり定める。

- 1 縦覧場所 上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 上越市選挙管理委員会事務局

(4 月 15 日告示予定)

※ 参 考

被登録資格者決定基準日	令和 2 年 4 月 18 日（土）、ただし年齢については令和 2 年 4 月 26 日（日）
登 録 日	令和 2 年 4 月 18 日（土）
縦 覧 期 間	令和 2 年 4 月 19 日（日）

議案第 42 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票用紙（点字投票用紙を除く）、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒を次の様式により調製し、青色の用紙又は封筒に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき上越市選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定める。

- 1 投票用紙などの様式 別紙 3 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 43 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における点字投票用紙の様式等
について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における点字投票に使用する投票用紙は、クリーム色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき上越市選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定める。

1 点字投票用紙などの様式 別紙 4 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 44 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における郵便投票等投票証明書
交付申請書等の各種様式について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(4 月 19 日告示予定)

議案第 45 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）において候補者に交付する選任
投票運動用自動車表示板等の印の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）において上越市選挙管理委員会が候補者に交付する選任投票運動用自動車表示板、選任投票運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき上越市選挙管理委員会の印については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 号）第 9 条第 1 項の規定により刷り込むものと定める。

(4 月 19 日告示予定)

議案第 46 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）において、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 候補者氏名等の掲示の掲載順序のくじを行う場所及び日時

場 所 上越市役所木田庁舎 4 階 401 会議室

日 時 令和 2 年 4 月 8 日（水） 午後 2 時

（4 月 3 日告示予定）

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 47 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における選任投票公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）において、上越市地域協議会委員の選任に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 178 号）第 13 条第 2 項の規定による選任投票公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 選任投票公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

上越市役所 木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室

日 時 令和 2 年 4 月 8 日（水） 午後 2 時

（4 月 3 日告示予定）

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 48 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における開票を行う場所及び日時について

上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により、令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）の開票を行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前 446 番地 2
リージョンプラザ上越 1 階 インドアスタジアム
日 時 令和 2 年 4 月 26 日（日）午後 9 時

（4 月 19 日告示予定）

議案第 49 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における開票所の参観人の数について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における開票所の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

1 開票の参観人の数 板倉区の投票資格者名簿登録者で、かつ市議会議員一般選挙及び地域協議会委員選任投票（三和区）の参観人と通じて
先着順 250 人以内

（4 月 19 日告示予定）

議案第 50 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における不在者投票の事務を取り扱う場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における不在者投票の事務を取り扱う場所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所 別紙 5 のとおり

（4 月 19 日告示予定）

議案第 51 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における期日前投票所を設ける場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における期日前投票所を設ける場所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所 別紙 6 のとおり

（4 月 19 日告示予定）

議案第 52 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における期日前投票所の開設日の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における期日前投票所の開設日については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 開設日を定める期日前投票所
関田自治会館（上越市板倉区関田 3348 番地）
- 2 開設日
令和 2 年 4 月 23 日

（4 月 19 日告示予定）

議案第 53 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における期日前投票所の開閉時刻の変更について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における開閉時間を変更する期日前投票所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 開閉時刻を変更する期日前投票所 別紙 7 のとおり

（4 月 19 日告示予定）

議案第 54 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における各投票区の投票所を設ける場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における各投票区の投票所を設ける場所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所 別紙 8 のとおり

（4 月 19 日告示予定）

議案第 55 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票所の閉鎖時刻の変更について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票所の閉鎖時刻を変更する投票所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所 別紙 9 のとおり

（4 月 19 日告示予定）

議案第 56 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

1 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 302 会議室
日 時 令和 2 年 4 月 23 日（木）午後 5 時 30 分

（4 月 19 日告示予定）

議案第 57 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における投票所の投票管理者及びその職務代理者については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により別紙 10 のとおり選任する。

（4 月 19 日告示予定）

※ 本選任投票を実施する投票所における投票管理者及び同職務代理者は、上越市議会議員一般選挙と兼ねて選任する。

議案第 58 号 取り下げ

議案第 59 号 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における入場券の取扱いについて

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区）における入場券については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり取り扱うこととする。

- 1 入場券の兼用 令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙の入場券を、本選任投票の入場券と兼ねることとする。
- 2 対象区域 上越市地域自治区の設置に関する条例（平成 20 年条例第 1 号）第 2 条の表に規定する板倉区の区域

（4 月 3 日告示予定）

議案第 60 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）執行に伴う投票資格者名簿の登録の移替えを選任投票期日後に延期する期間について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 9 条の規定による投票資格者名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 投票資格者名簿の登録の移替えをしない期間

令和 2 年 4 月 6 日（月）から令和 2 年 4 月 26 日（日）まで

（4 月 3 日告示予定）

議案第 61 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票資格者名簿登録者の縦覧場所の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票資格者名簿の選任投票時登録における登録者の縦覧場所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 178 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり定める。

1 縦覧場所 上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 上越市選挙管理委員会事務局

（4 月 15 日告示予定）

※ 参 考

被登録資格者決定基準日	令和 2 年 4 月 18 日（土）、ただし年齢については令和 2 年 4 月 26 日（日）
登 録 日	令和 2 年 4 月 18 日（土）
縦 覧 期 間	令和 2 年 4 月 19 日（日）

議案第 62 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票用紙（点字投票用紙を除く）、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒を次の様式により調製し、ピンク色の用紙又は封筒に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき上越市選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定める。

- 1 投票用紙などの様式 別紙 11 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 63 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における点字投票用紙の様式等について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における点字投票に使用する投票用紙は、クリーム色の用紙に黒赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき上越市選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定める。

- 1 点字投票用紙などの様式 別紙 12 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 64 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における郵便投票等投票証明書交付申請書等の各種様式について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(4 月 19 日告示予定)

議案第 65 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）において候補者に交付する選任投票運動用自動車表示板等の印の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）において上越市選挙管理委員会が候補者に交付する選任投票運動用自動車表示板、選任投票運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき上越市選挙管理委員会の印については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 号）第 9 条第 1 項の規定により刷り込むものと定める。

（4 月 19 日告示予定）

議案第 66 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）において、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- 1 候補者氏名等の掲示の掲載順序のくじを行う場所及び日時
場 所 上越市役所木田庁舎 4 階 401 会議室
日 時 令和 2 年 4 月 8 日（水） 午後 2 時

（4 月 3 日告示予定）

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 67 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における選任投票公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）において、上越市地域協議会委員の選任に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 178 号）第 13 条第 2 項の規定による選任投票公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 選任投票公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室
日 時 令和 2 年 4 月 8 日（水）午後 2 時

（4 月 3 日告示予定）

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 68 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開票を行う場所及び日時について

上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により、令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）の開票を行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前 446 番地 2
リージョンプラザ上越 1 階 インドアスタジアム
日 時 令和 2 年 4 月 26 日（日）午後 9 時

（4 月 19 日告示予定）

議案第 69 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開票所の参観人の数について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開票所の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

- 1 開票の参観人の数 三和区の投票資格者名簿登録者で、かつ市議会議員一般選挙及び地域協議会委員選任投票（板倉区）の参観人と通じて
先着順 250 人以内

(4 月 19 日告示予定)

議案第 70 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における不在者投票の事務を取り扱う場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における不在者投票の事務を取り扱う場所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所 別紙 13 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 71 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における期日前投票所を設ける場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における期日前投票所を設ける場所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所 別紙 14 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 72 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における期日前投票所の開設日の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における期日前投票所の開設日については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 開設日を定める期日前投票所
錦会館（上越市三和区錦 70 番地 2）

- 2 開設日
令和 2 年 4 月 23 日

（4 月 19 日告示予定）

議案第 73 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における期日前投票所の開閉時刻の変更について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開閉時刻を変更する期日前投票所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 開閉時刻を変更する期日前投票所 別紙 15 のとおり

（4 月 19 日告示予定）

議案第 74 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における各投票区の投票所を設ける場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における各投票区の投票所を設ける場所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所 別紙 16 のとおり

（4 月 19 日告示予定）

議案第 75 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票所の閉鎖時刻の変更について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票所の閉鎖時刻を変更する投票所については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所 別紙 17 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 76 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり定める。

- 1 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 302 会議室

日 時 令和 2 年 4 月 23 日（木）午後 5 時 30 分

(4 月 19 日告示予定)

議案第 77 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における投票所の投票管理者及びその職務代理者については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により別紙 18 のとおり選任する。

(4 月 19 日告示予定)

※ 本選任投票を実施する投票所における投票管理者及び同職務代理者は、上越市議会議員一般選挙と兼ねて選任する。

議案第 78 号 取り下げ

議案第 79 号 上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における入場券の取扱いについて

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（三和区）における入場券については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 12 条の規定により次のとおり取り扱うこととする。

- 1 入場券の兼用 令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙の入場を、本選任投票の入場券と兼ねることとする。
- 2 対象区域 上越市地域自治区の設置に関する条例（平成 20 年条例第 1 号）第 2 条の表に規定する三和区の区域

（4 月 3 日告示予定）

議案第 80 号 上越市選挙管理委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正について

上越市選挙管理委員会事務局職員の標準的な職を定める規程（平成 28 年上越市選挙管理委員会規程第 3 号）の一部改正を次のとおり行う。

- 1 改正理由
会計年度任用職員の運用開始にあわせ、整合を図るため
- 2 改正内容
第 3 条中「非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改める。
- 3 施行期日
令和 2 年 4 月 1 日
- 4 改正文（案）
別紙 19 のとおり

議案第 81 号 上越市選挙管理委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正について

上越市選挙管理委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成 28 年上越市選挙管理委員会規程第 4 号）の一部改正を次のとおり行う。

- 1 改正理由
会計年度任用職員の運用開始にあわせ、整合を図るため
- 2 改正内容
第 3 条中「非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改める。
- 3 施行期日
令和 2 年 4 月 1 日
- 4 改正文（案）
別紙 20 のとおり

協議 1 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区及び三和区）における立候補予定者説明会の開催及び提出資料について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区及び三和区）における立候補予定者説明会を次のとおり開催し、以下のとおり資料を提出してよいか協議する。

- 1 日 時 令和 2 年 3 月 29 日（日）午前 10 時
- 2 会 場 上越市役所 木田第 1 庁舎 4 階 402・403 会議室
- 3 出席制限 委員候補者 1 人につき 2 人まで
- 4 提出資料 別紙 21 のとおり

協議 2 上越市地域協議会委員選任投票（板倉区及び三和区）における選任投票公報の配布について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市地域協議会委員選任投票（板倉区及び三和区）における選任投票公報については、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年条例第 30 号）第 10 条の規定により次のとおり発行し、配布してよいか協議する。

- 1 印刷部数 板倉区 2,100 部
三和区 1,700 部
- 2 配布方法 それぞれの区の町内会を通じて各世帯へ 1 部配布（町内会未加入世帯へは郵送）
- 3 配布期限 令和 2 年 4 月 25 日（土）
※各町内会への配布は 21 日（火）～22 日（水）

協議 3 上越市議会議員一般選挙及び上越市地域協議会委員選任投票（板倉区及び三和区）における開票計画について

1 市議会議員選挙

(1) 開票計画の詳細 別紙 22 のとおり

※ 開票速報は午後 10 時 30 分から 30 分間隔で開票終了まで行う

2 地域協議会委員選任投票

(1) 開票開始時刻 午後 9 時

(2) 開票終了時刻 午前 0 時 30 分

※ 開票速報は行わない

報告 1 上越市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催結果について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催結果について、次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和 2 年 3 月 21 日（土）午後 2 時から 5 時まで
- 2 会 場 春日謙信交流館 集会室
- 3 出席者 37 陣営
- 4 内 容 「候補者のしおり」、「公費負担の手引」に基づき説明
選挙運動用通常葉書は高田郵便局、選挙運動用自動車搭載の看板は上越警察署の各担当者が説明

報告 2 上越市地域協議会委員の選任投票の管理及び執行に関する事務の委任について

令和 2 年 3 月 24 日付け上自第 9881 号により上越市長から「上越市地域協議会委員の選任投票の管理及び執行に関する事務の委任について」別紙 23 のとおり通知があり、板倉区及び三和区地域協議会委員の選任投票を管理及び執行することを報告する。

報告 3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
4	令和 2 年 3 月 2 日	各種請求を行うに必要な連署者数について
5	令和 2 年 3 月 2 日	市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
6	令和 2 年 3 月 24 日	令和 2 年第 4 回（3 月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について

